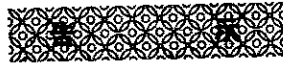


- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地課) 52
 - 土地改良事業の認可 (同) 53
 - 同件 (同) 53
 - 同件 (同) 53
 - 同件 (同) 53
 - 入会林野整備計画の認可 (林政課) 54
 - 土地区画整理組合の解散認可 (都市計画課) 54
- 正 誤
- 昭和51年11月24日付け三重県公報第10508号 (用地対策課) 54



三重県告示第154号

地方自治法(昭和22年法律第57号)第9条の5第1項の規定により、志摩郡阿児町の区域内において、次のとおり新たに土地を生じたことを、昭和51年12月20日確認した旨、同町長から届出があつた。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

志摩郡阿児町神明字前方682の1、682の3、682の14の地先公有水面埋立地258.77平方メートル、同字682の1、682の14の地先公有水面埋立地255.95平方メートル

志摩郡阿児町神明字カシコ737の3、738の1、739の1の地先公有水面埋立地240.28平方メートル、同字738の1、739の3の地先公有水面埋立地49.55平方メートル、同字741の地先公有水面埋立地686.71平方メートル、同字755の9、760の2の地先公有水面埋立地58.36平方メートル

志摩郡阿児町神明字寺川原846の5、846の15の地先公有水面埋立地103.27平方メートル

三重県告示第155号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、桑名郡木曾岬村の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を設定する旨、同村長から届出があつた。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 桑名郡木曾岬村大字西対海地とする区域

桑名郡木曾岬村大字西対海地字上ノ切1の1、1の2、2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の3から4の6まで、5の1から5の5まで、6の1から6の3まで、7の1、8の1、9、9の1、10、12、12の1、12の2、13、13の1から13の3まで、14、14の1から14の3まで、15、15の1、16から20まで、20の1、20の2、21から26まで、26の1、26の2、27、27の1、27の2、28から31まで、31の1、31の2、32、32の1、32の2、33、33の1、33の2、34から36まで、36の1から36の3まで、37、37の1、37の2、38、38の1、38の2、39から42まで、42の1、42の2、43から45まで、45の1、46、46の1から46の3まで、47、48、48の1、49、50、50の1、50の2、51から64まで、64の1、65から72まで、72の1、73から77まで、77の1、77の2、78から81まで、81の1、82から84まで、84の1、85から87まで、88の1、88の2、89から146まで、196、字中ノ切213から272まで、336の1、337から339まで、339の1、340、341、341の1、342、343、343の1、344、344の1、345、345の1、346、346の1、347、348、349の1から349の3まで、350の1から350の3まで、351、351の1から351の5まで、352、352の1、352の2、353、353の1、353の2、354、354の1から354の7まで、355、355の1から355の3まで、356、356の1から356の4まで、357、357の2、358から362まで、362の1から362の5まで、362の7、383、363の1、364、字下ノ切365、365の1、365の2、366、366の2から366の5まで、367、367の1、367の2、368、368の2、368の3、368の6、370、373の1から373の4まで、376、377、377の1、378、380、382、383、385から388まで、388の1、389から392まで、392の1、393から395まで、395の1、396、396の1、396の2、397から412まで、413の1、413の2、414から423まで、429、431の1、431の2、432から472まで、473の1から、473の12まで、474、475、476の1、476の2、477から503まで、503の1、504から517まで、517の1、518から526まで、527の1、527の2、528から540まで、540の2、541から543まで、827、839の1、839の2、840、846、847、847の1から847の7まで

大字大新田字代地1880の2から1880の4まで、1880の8、1881の1、1882、1883の1から1883の4まで、1884、1884の1、1884の2、1885の2、1885の3、1885の5、1885の6、1888の1、1888の2、1889の1、1889の2、1890の1、1890の2、1891の1、1891の2、1892の1、1892の3、1893、1894、1894の1、1895の1、1895の2、1896から1899まで、1900の1、1901の1、1901の2、1902の1から、1902の4まで、1903の1、1904、1905の1、1906から1909まで、1910の1、1911から1914まで、1915の1、1915の2、1916の

1、1916の2、1917、1917の1、1917の3、1918の1、1919の2、1920、1921の1、1921の2、1922、1923の1、1924の1、1925の1、1926の1、1927の1、1928、1932の1、1933の1、1934、1935、1936の1、1936の2、1937から1939まで、1941、1942の1、1943の1、1943の2、1943の5、1944の1、1945、1945の1から1945の6まで、1945の14、1947の3から1947まで、1948、1949の2、1951の2、1953の2、1965の5から1965の8まで

大字田代字二ノ割386

大字加路戸字大兵衛代地2849の2、2849の4、2850の3、2850の4

大字外平喜字肩新田1045、1046、1047の1、字又肩1084の1、1084の2、1085の1から1085の8まで、1086、1090の1、1091、1092、1093の1から1093の8まで、1094、1095、1095の1、1095の3、1096、1097、1099、1100から1111まで、1112の1から1112の5まで、1113、1113の1から1113の4まで、1114、1114の1、1114の2、1115、1116の1から1116の3まで、1117の1、1117の3、1120の2、1120の3、1120の5、1120の6、1121の1から1121の5まで、1122の1から1122の6まで、1123の1から1123の4まで、1124の1から1124の4まで、1125の1から1125の3まで、1126の1から1126の3まで、1127の1

大字外平喜211、212、212の1、213、213の1、213の3

2 桑名郡木曾岬村大字近江島とする区域

桑名郡木曾岬村大字近江島字北鈔1、1の1、2、3、4の1、4の2、5、5の1、6、7、8の1、8の3、9、9の1、10、11、12の1、12の2、13の1、13の2、14、15、15の1、16の1、16の2、19から24まで、24の1、25、25の1、26、27の1から27の3まで、28、29、30の1、30の2、31から44まで、44の1、45から49まで、49の1、49の2、50、51、52の1、52の2、53から79まで、79の1、80から82まで、字本村83から87まで、87の1、88から93まで、93の1、94、94の1、95から100まで、100の1から100の5まで、101から106まで、106の1、107から110まで、110の1、111から118まで、118の1、119から122まで、122の1、122の2、123から132まで、132の1、133から136まで、136の1、136の2、137から144まで、144の1、145、145の1、146から151まで、151の1、151の2、152から159まで、159の1、160から165まで、165の1、166から172まで、172の1、173から183まで、183の1、184、184の1、185から190まで、190の1、191から204まで、204の1、205、206の1、206の2、207から211まで、211の1、212、213、214の1から214の3まで、215、216、217の1、217の2、218、219、219の1、220、221の1、221の2、222、222の1から222の3まで、223から227ま

で、227の1から227の4まで、228の1、228の2、229から236まで、236の1、237から242まで、243の1、243の2、244から247まで、247の1、248から252まで、253の1、253の2、254、254の1、255から257まで、275の1、258から261まで、262の1、262の2、263から270まで、270の1、271、271の1、271の2、272、272の1、273から278まで、278の1、279から282まで、282の1、282の2、283、284、285の1、285の2、286、286の1から286の3まで、287、287の1、288から290まで、290の1、291から293まで、294の1から、294の3まで、295から309まで、309の1、310、310の1、311、312、312の1、313から315まで、315の1、315の2、316の1から316の3まで、317から331まで、331の1、332から334まで、334の1、335の1、335の2、336から340まで、340の1、341から354まで、354の1、355から360まで、361の1から361の3まで、362から366まで、367の1から367の4まで、368から380まで、381の1、381の2、382から385まで、字南鈔386から408まで、409の1から409の3まで、424、426から428まで、428の1、429、430、436、436の1、437から440まで、440の1、441、441の1、443、444、444の1、445、447、447の1から447の6まで、448から451まで、451の1、452、452の1、453の1、453の2、454、455、455の1から455の4まで、456から458まで、458の1、459から461まで、462の1、462の2、463から465まで、465の1、466から471まで、471の1

大字大新田字川島1011、1013、字善五郎1276

大字西対海地字上ノ切200の3、201、202、202の1、203の1、203の2、204、205の1、205の2、206、206の1から206の3まで、207から209まで、209の1、210、211、212、212の1から212の5まで

大字外平喜字又仁956の1、960、961、961の1、962、962の1、968、968の1、968の2、969、970の1、971の1、972の1、972の2、973、973の1から973の3まで、974、975の2、978の1、980、1000、1000の1、1001の2、1002、字肩新田1005、1005の1、1006から1009まで、1009の1、1010、1010の1、1011、1012、1015から1019まで、1022から1027まで、1027の1、1028、1028の1、1029の1から1029の5まで、1030の1から1030の4まで、1031、1033の1から1033の4まで

大字田代字口ノ割316の1、316の2、

3 桑名郡木曾岬村大字田代とする区域

桑名郡木曾岬村大字田代字イノ割1、2、2の1、3から5まで、5の1、6、7、7の1、7の2、8から10まで、10の1、10の2、11、12、13の1、14、14の1から14の3まで、71の1から71の5まで、72の1から72の6まで、73の1、73の2、74の1から74の3まで、75、76の1から76の3まで、77の1か

ら77の4まで、78から87まで、87の1、88から90まで、90の1、91、92、93の1、93の2、94の1から94の3まで、95の1から95の4まで、96の1、96の2、字ノ割182から192まで、206、224、224の1、225、226、228から230まで、230の1、231から233まで、234の1、234の2、235から238まで、238の1、239、240、247から249まで、249の1、250、250の1、251、251の1、252から260まで、260の1、261、262、263の1から263の5まで、264から267まで、268の1、268の2、269の1、269の2、270、271の1、271の2、272の1、272の2、273、274の2、275、276の1、276の2、277の1、277の2、278の1、278の2、279の1、279の2、280の1、280の2、281の1、281の2、282の1、282の2、283から288まで、289の1、289の2、290、291の1、291の2、292から295まで、295の1、296の1、296の2、297から304まで、304の1、305から308まで、308の1、309、309の1から309の3まで、310、310の1、311、311の1、312から315まで、317、字ハノ割318、319の1から319の3まで、320の1、320の2、321の1、321の2、322、322の1、323、323の1、324の1、324の2、325から333まで、334の1、334の2、335の1、335の2、336の1、336の2、337の1、337の2、338の1、338の2、339の1、339の2、340から350まで、350の1、351から359まで、359の1、360、360の1、361から368まで、369の1、369の2、370から374まで、374の1、375、375の1、376から383まで、字ニノ割384、385、387から390まで、392から400まで、400の1、401から408まで、409の1、409の2、410から412まで、412の1、413の1、413の2、414の1、414の2、415の1から415の3まで、416の1、416の2、417から420まで、421の1、421の2、422の1、422の2、423から429まで、430の1、430の2、431から433まで、433の1、434から437まで、438の1、438の2、439、440の1、440の2、441の1から441の9まで、442の1から442の3まで、443、444の1から444の3まで、445から449まで、449の1、450から453まで、453の1から453の7まで、454、455、455の1から455の8まで、456、457の1から457の10まで、458の1から458の3まで、459から464まで、464の1、464の2、465から467まで、467の1から467の3まで、468の1から468の4まで、469の1から469の5まで、470の1から470の4まで、471から477まで、477の1、478から485まで、486の1、486の2、487、488の1、488の2、489の1から489の3まで、490から492まで、492の1、493から512まで、512の1、513の1、514から521まで、523から533まで、字ホの割534の1から534の3まで、535、536、536の1、537、537の1、538の1、538の2、539、539の1、540の1から540の4まで、541から543まで、543の1、543の2、544、544の1、544の2、545、545の1、546から555まで、555の1、556、556の1、557の1、557の2、

558から561まで、561の1、562、563の1、563の2、564から580まで、581の1から581の3まで、582から584まで、584の1、585から587まで、588の1、588の2、589の1、589の2、590から594まで、594の1、595から600まで、601の1から601の3まで、602、603の1、603の2、604の1、604の2、605の1、605の2、606の1から606の4まで、607、608、608の1、608の2、609の1、609の2、610の1から610の3まで、611、612の1、612の2、613、613の1、614、615の1、615の2、616の1、616の2、617の1から617の3まで、618の1から618の3まで、619の1、619の2、620の1から620の3まで、621の1から621の3まで、622の1から622の3まで、623の1から623の3まで、624の1から624の3まで、625の1、625の2、626の1、626の2、627の1から627の3まで、字への割628、628の1、629の1、629の2、630の1から630の4まで、631の1、631の2、632、633の1、633の2、634の1、634の2、635、636の1、636の2、637の1から637の3まで、638の1、638の2、639の1、639の2、640の1、640の2、641の1、641の2、642の1、642の2、643の1から643の4まで、644の1、644の2、645の1、645の2、646の1、646の2、647の1、647の2、648の1、648の2、649の1から649の4まで、650から653まで、653の1、654から659まで、659の1、660から669まで、669の1、669の2、670から674まで、675の1から675の3まで、676、676の2、677、677の1、678、679、679の1、680、680の1、681から683まで、683の1、684、684の1、685、685の1、686から689まで、689の1、690から694まで、694の1、695から698まで、698の1、699、699の1、700、700の1、701から703まで、703の1、704、704の1、705から711まで、712の1から712の4まで、713の1から713の7まで、714から723まで、724の1から724の3まで、725の1、725の2、726の1、726の2、727の1、727の2、728から737まで、738の1、738の2、739の1、739の2、740の1、740の2、741の1、741の2、742、743、744の1から744の3まで、745、746、747の1、747の2、748から770まで、771の1、772の1、772の2

大字近江島字代地二ノ切707、708の1、字代地三ノ切711の2、711の3、712の1、712の2、713の3、713の5、713の9から713の12まで、714、715の2、715の3、715の5、716の2、716の3、716の5、717の2、717の3、717の5、718の2、718の3、718の5、719の2、719の3、725、725の1、726、727、727の1、728の1から728の3まで、729の1から729の3まで、730の1から730の3まで、731の1から731の3まで、732の1から732の3まで、733の1から733の3まで、737の1、737の2、737の4

大字雁ヶ地字開地597、598、600、601の1、602の1から602の4まで、

603、604の1から604の8まで、605の1から605の4まで、606の1から606の5まで、607の2から607の4まで、608の1、608の3、608の4、609、609の1から609の4まで、610、610の1、611、611の1、612の1、612の3から612の15まで、613の1から613の5まで、614の2から614の4まで、616の2

大字外平喜字又肩1117の2、1118、1119の1、1119の2

大字築留字白木1、1の1、2から5まで、6の1から6の8まで、7の1から7の5まで、14の2、21の1から21の4まで、22、22の1から22の4まで、23、24、24の1、25、26の1、26の2、27、28の1から28の3まで、29、30の2から30の4まで、31の1、31の2、32、32の1、32の2、33、33の1、34、34の1から34の3まで、35、35の1、35の2、36、36の1、36の2、37、37の1、38から47まで、49、50、50の1から50の5まで、51から53まで、53の1、53の2、54の1、54の2、55から58まで、58の1、58の2、59の1から59の3まで、60、60の1、61から64まで、64の1、64の2、65の1から65の3まで、65の5、66から75まで、75の1、76から78まで、78の1、79、79の1、80の1から80の3まで、81、81の1、82、82の1、83、84、84の1、85から87まで、87の1、88、88の1、89、89の1、90

大字西対海地字下ノ切424から428まで、430、544から552まで、552の1、553、622、825、835、836、837の1から837の3まで、838、838の1、839

大字中和泉字ホの割593の7から593の9まで、598の3、598の4、601の1、602の1、603の1、605の1、606の1

4 桑名郡木曾岬村大字外平喜とする区域

桑名郡木曾岬村大字外平喜字治郎右エ門746、字本村747、748、748の1、749、750、750の1、750の2、751から754まで、754の1、755から757まで、757の1、758から760まで、760の1、761から776まで、776の1、777、777の1、778の1から778の4まで、779、779の1、779の2、780、780の1、780の2、781の1、781の2、782から784まで、785の1から785の9まで、788の3、790、791、792の1、793の1、795、796の1、796の2、797、798、798の4、798の5、798の9、798の12、798の13、799、799の1、800から805まで、805の1、805の2、805の5、806、806の1、807、807の1、808から811まで、812の1、812の2、813から822まで、823の1、823の2、824から833まで、833の1から833の3まで、834、834の1、835から848まで、849の1、849の2、850から859まで、859の1、860、860の1、861から865まで、865の1、866の1、866の2、867から878まで、878の1、879、879の1、880から884まで、884の1、885から889まで、889の1、890から892まで、892の1、893、894、894の1、895から901まで、字又仁902から904ま

で、905の1、905の2、906の1、906の2、907、907の1、908から913まで、914の1、914の2、915の1、915の2、916から919まで、919の1、920の1、920の2、921、971の2、975、975の1、976、976の1、977、977の1、978、978の2、979、994、995、1001の1、1003、字肩新田1015の1、1032、1033の5から1033の16まで、1035から1044まで、1050、1051、1069、1073、1076から1079まで、1079の1から1079の3まで、1080、1081、1081の1、1081の2、1081の4、1081の5、1081の7、1081の8

大字大新田字善五郎1277、1278の1から1278の3まで、1416、1416の2

大字西対海地字上ノ切200、200の1、200の2

5 桑名郡木曾岬村大字栄とする区域

桑名郡木曾岬村大字近江島字代地一ノ切472の1、472の2、473の1、473の2、474の1、474の2、475の1、475の2、476の1、476の2、477の1、477の2、478の1、478の2、479の1、479の2、480の1から480の6まで、481の1、481の2、482の1、482の2、483の1、483の2、484の1、484の2、485の1、485の2、486の1、486の2、487の1、487の2、488の1、488の2、489の1から489の3まで、490の1から490の3まで、491の1、491の2、492の1、492の2、493の1から493の3まで、494の1、494の2、495の1から495の3まで、496の1、496の2、497の1、497の2、498の1、498の2、499の1から499の3まで、500の1、500の2、501の1から501の3まで、502、503の1、503の2、504の1から504の3まで、505、506の1、506の2、507の1から507の3まで、508の1、508の2、509、509の1、510、511の1から511の3まで、512の1から512の3まで、513、514、514の1、515の1から515の3まで、516、516の1、517の1から517の4まで、518の1から518の4まで、519の1から519の3まで、520、521の1、521の2、522の1、522の2、523の1、523の2、524、525の1、525の2、526の1、526の2、527の1、527の2、528の1、528の2、529の1、529の2、530、531の1、531の2、532の1から532の4まで、533の1、533の2、534の1から534の3まで、535の1、535の2、536の1、536の2、537の1、537の2、538の1、538の2、539の1、539の2、540の1、540の2、541の1、541の2、542の1、542の2、543の1、543の2、544の1、544の2、545の1、545の2、546、547の1、547の2、548の1、548の2、549の1から549の3まで、550の1、550の2、551の1から551の3まで、552の1、552の2、553の1、553の2、554の1、554の2、555の1から555の3まで、556、557、558の1、558の2、559、559の1、560、561の1、561の2、562の1、562の2、563の1、563の2、564の1から564の3まで、565、566の1、566の2、567、568の1、568の2、569から575まで、575の1、576から579まで、

字代地二ノ切580の1、580の2、581の1、581の2、582の1、582の2、583、584の1から584の3まで、585の1、585の2、586から603まで、603の1、604から609まで、609の1、610、611の1、611の2、612の1、612の2、613から615まで、615の1、615の2、616、617、618の1、618の2、619の1、619の2、620から622まで、623の1、623の2、624の1、624の2、625の1、626、627の1、627の2、628、628の1、628の2、629から633まで、634の1、634の2、635の1から635の4まで、636の1、636の2、637、638の1、638の2、639の1、639の2、640の1、640の2、641から644まで、645の1から645の3まで、646から651まで、652の1から652の7まで、653、653の1、654から663まで、663の1、664から667まで、667の1、667の2、668、669、670の1、670の2、671、671の1、671の2、672の1、672の2、673から678まで、679の1、679の2、680の1、680の2、681、682、683の1、683の2、684の1、684の2、685の1、685の2、686、687、688の1、688の2、689から691まで、692の1、692の2、693の1、693の2、694、695、696の1、696の2、697の1、697の2、698、699、699の1、700の1、700の2、701の1、701の2、702、703、704の1、704の2、705の1、705の2、706、708、709、710、字代地三ノ切719の5、720の2、720の3、720の5、721の2、721の3、721の5、722の2、722の3、722の5、723の2、723の3、723の5、724、734の2、734の3、734の5、735の2から735の4まで、736の1から736の3まで、736の5、737の3、738の1から738の4まで、739の1から739の4まで、740の1から740の4まで、741の1から741の3まで、741の5、742の1から742の3まで、742の5、743の1から743の6まで、744の1から744の6まで、745の1から745の3まで、745の5、746の1から746の3まで、746の5、747の1から747の4まで、748の1から748の4まで、749の1から749の4まで、750の1から750の4まで、751の1から751の5まで、752の1から752の4まで、753の1から753の4まで、754の1から754の4まで、755の1から755の4まで、756の1から756の4まで、757の1から757の4まで、758の1、758の2、759の1、759の2、760の1、760の2、761、761の1、761の2、762、762の1、762の2、763の1から763の5まで、764の1から764の4まで、765の1から765の4まで、766の1から766の4まで、767の1から767の4まで、768の1から768の4まで、769の1から769の4まで、770の1から770の4まで、771の1から771の4まで、772の1から772の4まで、773の1から773の4まで、774の1から774の4まで、775の1から775の5まで、776の1から776の4まで、777の1から777の4まで、778の1から778の4まで、779の1から779の4まで、780から784まで、784の1、785、785の1、786から793まで、794の

1、794の2、795から798まで、798の1、798の2、799、800の1から800の5まで、801の1から801の4まで、802の1から802の5まで、803の1から803の4まで、804から807まで、808の1、808の3、809、810の1から810の6まで、811の1、811の2、812の1から812の3まで、813、814、814の1、815、815の1、816、817、817の1、818、818の1、818の2、819の1、819の2、820、820の1から820の5まで、821の1、821の2、822、822の1、823の1、823の2、824から826まで、827の1、827の2、828、828の1、828の2、829の1、829の2、830から835まで、835の1、字代地四ノ切836、836の1、837から846まで、847の1、847の2、848から851まで、851の1、852から854まで、854の1、855から858まで、859の1、859の2、860、861、861の1、861の2、862の1、862の2、863、864の1から864の6まで、865の1から865の3まで、866の1から866の3まで、867、868の1から868の3まで、869の1から869の3まで、870の1、870の2、871の1から871の6まで、872の1から872の3まで、873の1から873の4まで、874の1、874の2、875の1、875の2、876の1から876の6まで、877の1、877の2、878の1、878の2、879、880、881の1、881の2、882の1、882の2、883、884の1、884の2、885の1、885の2、886の1、886の2、887の1、887の2、888の1、888の2、889の1、889の2、890の1から890の3まで、891の1、891の2、892の1、892の2、893、894の1から894の5まで、895の1、895の2、896の1、896の2、897の1から897の3まで、898の1、898の2、899の1、899の2、900の1、900の2、901の1から901の5まで、902の1、902の2、903、904の1から904の3まで、905の1、905の2、906、907の1から907の3まで、908の1から908の3まで、909の1から909の3まで、910の1から910の3まで、911の1から911の4まで、912の1、912の2、913の1、913の2、914の1から914の4まで、915の1から915の3まで、916の1から916の4まで、917の1から917の3まで、918の1から918の3まで、919の1、919の2、920の1から920の3まで、921、922の1から922の4まで、923の1、923の2

大字外平喜字又肩1120の1、1127の2から1127の5まで、1128、1128の1から1128の5まで、1129の1から1129の6まで、1130の1、1130の2、1131、1132、1133の1から1133の4まで、1134の1、1134の2、1135の1から1135の5まで、1136の1から1136の3まで、1137から1144まで、1144の1、1145から1153まで、1153の1、1153の2、1154、1154の1、1155から1157まで、1158の1

大字小林島字宝曆1の1、3の1、4、4の1、5、5の1から5の4まで、6、6の1、7の1、8の1、9、9の1、9の2、10の2、12の1か

ら12の3まで、14、14の1から14の3まで、15の2から15の5まで、22の2、22の11、23の2、23の4、26の1、27の12、28の1から28の3まで、29の2、30、32の1、34の2、36の2、37の12、38の2、40、40の1、41の2、41の3、42、42の1、42の2、43の1から43の3まで、47の2、50の2、52の2、53の2、53の3、56の1、56の2、57、58の2、59の2、61の2、62、62の1から62の7まで、65の2、65の4、65の5、70の2、71の2、73の2、74の2、81の2、82の1から82の3まで、83の1、83の2、85の1から85の3まで、86の3、87の1から87の3まで、88の1から88の3まで、89の3、89の5、96、96の3、97の3、100、103の3、104の1から104の4まで、105、106の3、107の1から107の4まで、108の3、109の2、112、112の1から112の8まで、113の2、115の2、116の2、118の1、118の3、120の1から120の3まで、120の6から120の9まで、120の11から120の19まで、120の21から120の29まで、121の2、121の4、125の2、129の2、130の3、131の3、134の2、136の3、137の1から137の3まで、138の3、139の3、140の1から140の3まで、141、143の3、143の5、149の1、149の4、155の2、155の3、155の13、157の2、160の1、160の2、160の4、163、165の3、170、170の1、170の2、171の3、173の4、174の4、176の4、178の1、178の3、178の4、181の1から181の3まで、189、190、192の1から192の3まで、193の2、194、195の1、195の2、197の2、200、200の2、202の1、202の2、202の4、202の5、209、211の1、213の2、214の2、215、220の2、221の2、222の2、223、223の1、226の1から226の3まで、229の3、230、231の3、236、236の2、240、240の1から240の5まで、242の2から242の5まで、249の1、250の3、251の1、252の3

大字中和泉字ホの割623の2、623の4、629の1、634の2、634の3、636の1、636の5、640の2、642の1

三重県告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志摩郡阿児町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があつた。

昭和52年3月18日

三重県知事 田川亮三

1 志摩郡阿児町神明字前方に編入する区域

志摩郡阿児町神明字前方682の1、682の3、682の14の地先公有水面埋立地258.77平方メートル、同字682の1、682の14の地先公有水面埋立地255.95

平方メートル

2 志摩郡阿児町神明字カシコに編入する区域

志摩郡阿児町神明字カシコ737の3、738の1、739の1の地先公有水面埋立地240.28平方メートル、同字738の1、739の3の地先公有水面埋立地49.55平方メートル、同字741の地先公有水面埋立地686.71平方メートル、同字755の9、760の2の地先公有水面埋立地58.36平方メートル

3 志摩郡阿児町神明字寺川原に編入する区域

志摩郡阿児町神明字寺川原846の5、846の15の地先公有水面埋立地103.27平方メートル

三重県告示第157号

福祉部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

昭和52年3月18日

三重県知事 田川亮三

福祉部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第1条 三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づく福祉部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分制限)

第2条 規則第20条第1項ただし書及び同項第2号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表2のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第3条 福祉部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業等完了後5年間保存しておかななければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第4条 福祉部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

1 この告示は、公表の日から施行し、昭和51年度分の補助金等から適用する。

2 次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）は、廃止する。

- (1) 社会課関係補助金等交付要綱(昭和48年三重県告示第190号)
 - (2) 児童老人課関係補助金等交付要綱(昭和38年三重県告示第196号)
 - (3) 障害福祉課関係事業補助金等交付要綱(昭和48年三重県告示第206号)
 - (4) 同和課関係補助金交付要綱(昭和43年三重県告示第539号)
 - (5) 国民健康保険課関係補助金等交付要綱(昭和50年三重県告示第494号)
- 3 旧告示の規定により交付された補助金に係る財産処分制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前に旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表1

(1) 総務課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者の範囲
1	生活保護法施行事務費補助金	生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行事務の円滑な運営を図る。	生活保護法の施行事務に要する経費	1/2以内	市

(2) 社会課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者の範囲
1	心配ごと相談所運営費補助金	心配ごと相談所の活動を強化し、円滑な運営を図る。	市町村社会福祉協議会の設置する心配ごと相談所の運営費について、市町村が補助するに要する経費	1/2又は別に定める限度額のうちのいずれか少ない額	市町村
2	民生委員児童委員活動費補助金	民生委員児童委員の活動を強化し、社会福祉の向上を図る。	民生委員児童委員の活動に要する経費	別に定める。	市町村民生委員協議会
3	民間社会福祉施設整備費借入金利息補助金	民間における社会福祉事業の振興を図る。	社会福祉事業振興会から借り入れた資金に係る利子の償還に要する経費(社会福祉事業振興会業務方法書(昭和29年厚生省東社第124号)第17条第1項の規定により借り入れた資金の返還を要求された場合の当額資金に係	昭和47年度以前の借入れに係る利子については1/2、保育所については1/2、昭和48年度以降の借り	社会福祉事業振興会業務方法書第3条第1項各号に掲げる者(社会福祉法(昭和26年法律第45

		る利子を除く。)	入れに係る利子については1/2	号)第2条第3項第5号に規定する事業を行う者及び日本赤十字社を除く。)	
4	民間社会福祉施設整備資金元利補助金	民間社会福祉施設の整備を促進し、社会福祉施設の充実を図る。	昭和48年度から昭和50年度の間、社会福祉施設を整備するために、社会福祉事業振興会から借り入れた資金に係る元金及び利子の償還に要する経費	知事の認めたる事業費の75%から次年度の補助金を控除した額	救護施設、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、肢体不自由者更生施設、身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮又は婦人保護施設(以下「収容施設」という。)を設置経営する法人
5	民間社会福祉施設環境整備費補助金	民間社会福祉施設の環境改善を図る。	民間社会福祉施設の整備事業であつて、他の国庫補助、県費補助及び公益振興補助の対象とならない30万円以上300万円以下の施設の環境整備事業に要する経費	1/2以内	収容施設を設置経営する法人
6	民間社会福祉施設職員処遇改善費補助金	民間社会福祉施設の職員に勤務する職員の処遇を改善し、その施設の円滑な運	民間社会福祉施設の職員の件費(年末謝金を含む。)に要する経費	別に定める。	収容施設、保育所、精神薄弱児通園施設及び

	営を図る。			点字図書館 を設置経営 する法人
7	はり・きゆう給付事業補助金	一般医療とはり・きゆうの併給を行うことにより、生活保護法による被保護者の医療効果の向上及び生命の安全を図る。	生活保護法による被保護者が一般医療とはり・きゆうの施術を受けるに要する経費について、市が補助するに要する経費	1/2以内 市
8	付添看護料給付事業補助金	生活保護法による看護料の標準額を超える看護料を支払うことにより被保護者の処遇の向上を図る。	生活保護法による被保護者が基準看護の承認を受けていない病院で付添看護を受けた場合に、看護料の標準額を超える経費について、市が補助するに要する経費	1/2以内 市
9	災害弔慰金負担金	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律（昭和48年法律第82号）の施行に関する事業の円滑な運営を図る。	市町村が行う災害弔慰金の支給に要する経費	3/4 市 町 村
10	市町村福祉計画策定費補助金	地域に密着した福祉計画の策定を推進し、福祉の向上を図る。	住民参加による福祉計画の策定に要する経費	1/2以内 市 町 村
11	社会福祉事業助成補助金	民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、もって、社会福祉の向上を図る。	1 福祉活動指導員及び事務職員を置くに必要な次に掲げる経費 (1) 職員給 (2) 諸手当 (3) 社会保険事業主負担金 (4) 旅費 (5) 庁費 2 三重県社会福祉協議会が福祉活動専門員を置くに必要な次に掲げる経費について、市町村	% 三重県社会福祉協議会 1/2以内 市 町 村

		が補助するに要する経費 (1) 職員給 (2) 諸手当 (3) 社会保険事業主負担金 (4) 旅費 (5) 庁費		
3	社会奉仕活動指導センターが社会奉仕活動育成事業を行うために必要な次に掲げる経費 (1) 諸謝金 (2) 旅費 (3) 庁費	%	三重県社会福祉協議会	
4	老人クラブ連合会が老人社会奉仕団活動を行うために必要な次に掲げる経費について、三重県社会福祉協議会が補助するに要する経費 (1) 旅費 (2) 庁費	郡老人クラブ連合会に助成する場合には%、市老人クラブ連合会に助成する場合には1/2	三重県社会福祉協議会	
5	市町村社会奉仕活動センターが社会奉仕活動育成事業を行うために必要な次に掲げる経費について、市町村が補助するに要する経費 (1) 諸謝金 (2) 旅費 (3) 庁費	1/2以内	市 町 村	
12	社会福祉施設職員退職手当共済事業補助金	民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図る。	社会福祉事業振興会が社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、被共済職員に支給する退職手当金の給付に要する経費	別に定め 社会福祉事業振興会

(3) 児童老人課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者の範囲
1	保育所整備費負担金	保育所の設置及び整備拡充を図る。	保育所の設置及び整備拡充に要する経費	3/4以内	市 町 村
2	児童福祉法施行事務費補助金	児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行事務の円滑な運営を図る。	児童福祉法の施行事務に要する経費	%	市
3	家庭児童相談室運営費補助金	家庭における児童の適正な養育を図る。	家庭児童相談室の運営に要する次に掲げる経費 (1) 報酬 (2) 需用費 (3) 役務費 (4) 使用料及び賃借料 (5) 備品購入費	3/4以内	市
4	母親クラブ活動費補助金	家庭における児童の健全な育成を図る。	母親クラブが児童厚生施設を活用して家庭児童の健全育成活動を行うに要する経費について、市町村が補助するに要する経費	%以内	市 町 村
5	簡易保育所運営費補助金	保育に欠ける児童の適切な保護を図る。	認可保育所が整備されるまでの間、保育に欠ける児童を保育所類似施設に暫定的に入所させるに必要な経費	%以内	市 町 村
6	へき地保育所運営費補助金	認可保育所を設置することが困難なへき地の保育活動の強化を図る。	別に定めるへき地保育所設備基準に適合する保育所の運営のために必要な職員の雇用に要する経費及び児童の保育に要する経費	%以内	市 町 村
7	民間保育所長時間保育事業補助金	長時間保育を行う民間保育所の運営及び職員の処遇の改善を図る。	長時間保育を行う保育所の運営に要する経費について、市町村が補助するに要する経費	%以内	市 町 村
8	民間保育所特別保母配置事業補助金	民間保育所の職員の勤務条件等の改善を図り、民間保	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」と	%以内	市 町 村

金	育事業の円滑な実施及び充実に要する経費	いう。)による保母の数を超過して保母を増員するに要する給与等について、市町村が補助するに要する経費			
9	同和対策特別保育事業補助金	同和対策事業特別措置法(昭和44年法律第60号)第1条に規定する対象地域(以下「同和地区」という。)における保育事業の向上を図る。	同和地区における保育所に最低基準による保母の数を超過して保母を増員するに要する給与等の経費及び新規に保育所へ入所措置された同和地区の児童に貸与する被服等の購入費	3/4以内	市 町 村
10	障害児保育事業補助金	保育所における障害児保育の充実に向上を図る。	障害児の保育を充実するため、最低基準による保母の数を超過して保母を増員するに要する給与等の経費	%以内	市 町 村
11	乳児保育対策強化事業補助金	保育所における乳児保育の促進・充実に要する経費	乳児保育を充実するため、最低基準による保母の数を超過して保母を増員するに要する給与等の経費	%以内	市 町 村
12	産休等代替職員賃金補助金	児童福祉施設等の職員が産出又は病欠休暇のときの代替職員を臨時に雇用することにより、施設の円滑な運営を図る。	児童福祉施設等の保母及び看護婦が産出(民間保育所にあつては調理員等の産出を含む。)又は病欠休暇したときの代替職員を臨時に雇用するに要する経費	公立の施設にあつては%以内、私立の施設にあつては%以内	市 町 村 民間児童福祉施設等
13	施設退所児童帰省食糧費補助金	養護施設退所児童の福祉の向上を図る。	夏季又は冬季の休暇時に施設に帰省する児童の食糧に要する経費	別に定め	養護施設
14	施設児童等修学旅行補助金	施設の児童及び子どもの社会的視野を広め、知識の向上を図る。	施設の児童又は里子の修学旅行に要する経費	別に定め	養護施設 虚弱児施設 里親
15	施設児童等社会見学補助金	施設の児童及び子どもの社会的視野を広め、社会適応能	施設の児童又は里子の社会見学に要する経費	別に定め	養護施設 虚弱児施設 里親

		力の向上を図る。			
16	施設児童等生活指導訓練補助金	施設児童及び里子の社会に対する意識能力の向上を図る。	施設の児童又は里子の生活指導訓練に要する経費	別に定め	養護施設 虚弱児施設 里親
17	施設児童幼稚園就園補助金	児童福祉施設に措置されている児童を幼稚園に就園させることにより、児童の教育的効果の向上を図る。	児童福祉施設に措置されている児童を幼稚園に就園させるに要する次に掲げる経費 (1) 支度金 (2) 入園料 (3) 授業料 (4) その他納付金	別に定め	養護施設 虚弱児施設
18	児童館運営費補助金	児童館の円滑な運営を図る。	児童館の運営に要する次に掲げる経費 (1) 給料 (2) 職員手当 (3) 報酬 (4) 委託料 (5) 賃金 (6) 旅費 (7) 需用費 (8) 役務費	5%以内	市 町 村
19	母子福祉協力員協議会活動費補助金	母子家庭の相談指導を積極的に進め、母子家庭の社会的・経済的な自立更生を図る。	母子家庭の自立更生を図るための母子福祉協力員の活動に要する経費	別に定め	母子福祉協力員協議会
20	老人家庭奉仕員派遣事業補助金	老衰その他の理由により日常生活を営むことの困難な老人の属する世帯に対し、老人家庭奉仕員を派遣することにより、老人の福祉の向上を図る。	老人家庭奉仕員の設置及び派遣に要する次に掲げる経費 (1) 報酬 (2) 給料 (3) 職員手当 (4) 賃金 (5) 報償費 (6) 旅費 (7) 需用費 (8) 委託料	5%以内	市 町 村

21	老人福祉法 施行事務費 補助金	老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行事務の円滑な運営を図る。	老人福祉法の施行事務に要する経費	%	市 町 村
22	老人クラブ 助成事業等 補助金	老人クラブを育成し、老人福祉の増進を図る。	1 老人クラブの行い活動に要する経費について、市町村が補助するに要する次に掲げる経費 (1) 報償費 (2) 需用費 (3) 役務費 (4) 使用料及び賃借料 2 老人クラブ活動推進員の設置及び活動に要する次に掲げる経費 (1) 給料 (2) 諸手当 (3) 社会保険料事業主負担金 (4) 旅費 (5) 需用費	5%以内	市 町 村 別に定め 県老人クラブ連合会
23	老人日常生活用具給付等事業補助金	低所得のねたきり老人に対し、日常生活用具を貸与又は給付することにより、老人の福祉の向上を図る。	身体に機能障害があり長期にわたりが床している低所得の老人に対する日常生活用具（特殊寝台、浴槽、湯沸器、マットレス、エアーマット及び腰掛式便座・便器）の貸与又は給付に要する次に掲げる経費 (1) 備品購入費 (2) 需用費 (3) 扶助費	5%以内	市 町 村
24	ねたきり老人等寝具貸与事業補助金	低所得のねたきり老人等に対し、寝具を貸与することにより、その福祉の向上を図る。	低所得のねたきり老人等に対し、寝具を貸与するに要する経費	5%以内	市 町 村

25	老人性白内障手術費補助金	老人性白内障による失明した老人で開眼手術が可能な低所得の老人に対し、医療保険の自己負担分を支給することにより、老人の福祉の増進を図る。	老人性白内障の手術費の自己負担分を支給するに要する次に掲げる経費 (1) 診療費 (2) 事務費 イ 需用費 ロ 使用料 ハ 賃借料 ニ 備品購入費 ホ 旅費 ヘ 役務費	9/10以内 3/4以内	市 町 村
26	老人就労あつせん事業補助金	老人に対し、各種の就労あつせんを行うことにより、老人の生活の安定を図る。	老人就労あつせん事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 給料 (2) 諸手当 (3) 社会保険事業主負担金 (4) 旅費 (5) 需用費 (6) 役務費 (7) 使用料 (8) 賃借料	3/4以内	市 町 村
27	老人介護人派遣事業補助金	一時的な疾病等により日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣することにより、老人の福祉の向上を図る。	老人介護人の設置及び派遣に要する次に掲げる経費 (1) 報酬 (2) 手当 (3) 賃金	3/4以内	市 町 村
28	在宅老人機能回復訓練事業補助金	身体の機能に支障のある在宅老人に対し、必要な訓練等を行うことにより、身体機能の低下の防止及び回復を図る。	在宅老人の機能回復訓練の実施に要する次に掲げる経費 (1) 報酬 (2) 給料 (3) 賃金 (4) 需用費 (5) 旅費 (6) 役務費 (7) 原材料費 (8) 備品購入費	3/4以内	社会福祉法人、組合、特別養護老人ホーム又は老人福祉センターを設置する市町村

29	老人福祉電話設置補助金	独り暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより老人の孤独感を和らげ、福祉の向上を図る。	低所得の独り暮らしの老人に対し、福祉電話を貸与するに要する次に掲げる経費 (1) 架設工事費 (2) 電話加入料	3/4以内	市 町 村
30	老人健康診査費負担金	老人の健康診査を行うことにより、傷病の早期発見を行い、老人の健康の保持を図る。	65歳以上の老人の健康診査に要する次に掲げる経費 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 時間外勤務手当 (4) 旅費 (5) 需用費 (6) 役務費 (7) 使用料 (8) 賃借料 (9) 委託料	3/4以内	市 町 村
31	民間保育所職員研修費補助金	民間保育所職員の資質向上を図り、保育事業の充実と児童の福祉の増進に資する。	民間保育所職員の研修に要する経費	3/4以内	三重県私立保育連盟

(4) 障害福祉課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者の範囲
1	身体障害者及び心身障害者家庭奉仕員派遣事業補助金	重度身体障害者及び重度心身障害者の家庭の援護を推進し、その福祉の向上を図る。	身体障害者又は心身障害者家庭奉仕員の設置及び派遣に要する次に掲げる経費 (1) 報酬 (2) 給料 (3) 職員手当 (4) 賃金 (5) 報償費 (6) 旅費 (7) 需用費	3/4以内	市 町 村
2	点字図書館運営費補助金	点字図書館の運営の円滑化を図る。	点字図書館の運営に要する次に掲げる経費 (1) 報酬	別に定め	社会福祉法人

			(2) 給料 (3) 職員手当 (4) 賃金 (5) 旅費 (6) 需用費 (7) 役務費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 備品購入費		
3	身体障害者 介護人派遣 事業補助金	一時的な疾病等で日常生活を営むの に支障がある身体 障害者に対し、介 護人を派遣するこ とにより、身体障 害者の福祉の向上 を図る。	身体障害者介護人の設置 及び派遣に要する次に掲 げる経費 (1) 報酬 (2) 手当 (3) 賃金	1/2以内	市 町 村
4	重度身体障 害者日常生 活用具給付 等事業補助 金	在宅の重度身体障 害者に対し、日常 生活用具の貸与又 は給付をすること により、日常生活 の便宜を図る。	日常生活用具(特殊寝 台、浴槽、湯沸器、マッ トレス、エアーマット及 び腰掛式便器・便座等) の貸与又は給付に要する 次に掲げる経費 (1) 備品購入費 (2) 需用費 (3) 扶助費	1/2以内	市
5	重度障害者 福祉手当給 付事務費補 助金	特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律(昭和39年法 律第134号)に基 づく福祉手当の支 給事務の適正な実 施を図る。	福祉手当の支給事務に要 する次に掲げる経費 (1) 旅費 (2) 報酬 (3) 需用費	1/2以内	市
6	重度障害者 福祉手当町 村事務取扱 協力費補助 金	同上	福祉手当の支給の促進を 図るために要する経費(需 用費に限る。)	別に定め	町 村
7	心身障害児 通園事業補 助金	児童福祉法に基づ く通園施設を利用	心身障害児通園事業を運 営するために必要な次に	別に定め	市 町 村

	助金	することが困難な!掲げる経費 地域の心身障害児 の育成を図る。	(1) 報酬 (2) 給料 (3) 職員手当 (4) 共済費 (5) 賃金 (6) 旅費 (7) 需用費 (8) 役務費 (9) 使用料及び賃借料 (10) 備品購入費 (11) 委託料		
8	肢体不自由 児療育セン ター保母設 置事業補助 金	在宅肢体不自由児 の身体的能力の回 復及び開発並びに 療育効果の向上を 図る。	療育センターに保母を置 くに必要な次に掲げる経 費 (1) 給料 (2) 賃金	別に定め	市 町 村
9	施設児童社 会見学補助 金	精神薄弱児施設等 収容児童の社会的 視野を広めること により、社会適応 能力の向上を図 る。	施設児童の社会見学に要 する次に掲げる経費 (1) 交通費 (2) 入場料 (3) 借上料 (4) 諸雑費	別に定め	社会福祉法 人 ひまわり会 杉の子会
10	施設児童生 活指導訓練 補助金	精神薄弱児施設収 容児童の生活指導 訓練を行うことに より、社会適応能 力の向上を図る。	施設児童の生活指導訓練 のために要する経費	別に定め	社会福祉法 人
11	施設児童修 学旅行補助 金	精神薄弱児施設収 容児童の社会的視 野を広めることに より、社会適応能 力の向上を図る。	施設児童の修学旅行に要 する次に掲げる経費 (1) 交通費 (2) 宿泊料 (3) 借上料 (4) 入場料 (5) 食卓料 (6) 諸雑費	別に定め	社会福祉法 人 ひまわり会 杉の子会
12	民間精神薄 弱児(者) 施設職員研 修事業補助 金	精神薄弱児(者) の施設の職員に時 代の要請に応じた 高度の指導力を付 与するため、施設	施設職員の研修に要する 次に掲げる経費 (1) 受講料 (2) 旅費	別に定め	社会福祉法 人

職員の研修を強化し、資質の向上を図る。

(5) 同和課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	地方改善事業補助金	同和地区における環境改善施設を整備することにより、住民の福祉の増進を図る。	1 同和地区における隣保館、共同浴場、共同作業場、大型共同作業場、共同便所、共同炊事洗たく場、共同井戸、ごみ焼却炉、火葬場、納骨堂、街燈、下水排水路、地区道路、橋梁、集会所及び防護柵の新設、増設若しくは改修（納骨堂及び街燈にあつては、増設及び改修を除く。）、墓地の移転若しくは整備又は危険環境の整備に係る事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 別に定める算定基準に基づいて算定した額（補助対象経費の実支出額が算定基準に満たないときは当該実支出額）を当該事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか小さい方の額（以下「補助基本額」という。）が1件当たり20万円以上60万円未満のもの（防護柵にあつては、5万円以上60万円未満のもの）	補助基本額の $\frac{1}{2}$ 以内	市 町 村
2	青少年福祉対策事業補助金	同和地区における文化活動設備を充実することにより、青少年の健全な育成を図る。	1 同和地区における隣保館、公会堂、集会所等の公共施設に机、椅子、黒板、図書、本箱、楽器、遊具等の文化活動に必要な設備を設置する事業に要する経費 2 同和地区に小遊園地（公有地100平方メートル以上）を設置するに必要な次に掲げるものに要する経費 (1) 整地、さく等 (2) すべり台、ブランコ、鉄棒、シーソー、砂場、遊具等	事業費の $\frac{1}{2}$ 以内	市 町 村
3	自動車運転免許習得費	同和地区住民の自動車運転免許の取得に要する経費	自動車運転技術の習得に要する経費	別に定める	同和地区に居住する者

(2) 補助基本額が1件あたり60万円以上の事業のうち国庫補助をうけることができなかったもので、当該年度において特に施行を必要とするもの

2	同和地区における隣保館、共同浴場、共同作業場、大型共同作業場の新設に係る事業のうち、別に定める算定基準に基づいて算定した額が補助基本額となるものに要する経費	補助基本額市 町 村の $\frac{1}{2}$ 以内の額と別に定める基準面積に建築実施単価を乗じて得た額から補助基準額を控除した額の $\frac{1}{2}$ に相当する額とを比較していずれか小さい方の額	市 町 村
2	同和地区における文化活動設備を充実することにより、青少年の健全な育成を図る。	1 同和地区における隣保館、公会堂、集会所等の公共施設に机、椅子、黒板、図書、本箱、楽器、遊具等の文化活動に必要な設備を設置する事業に要する経費 2 同和地区に小遊園地（公有地100平方メートル以上）を設置するに必要な次に掲げるものに要する経費 (1) 整地、さく等 (2) すべり台、ブランコ、鉄棒、シーソー、砂場、遊具等	事業費の $\frac{1}{2}$ 以内 市 町 村
3	自動車運転免許習得費	自動車運転技術の習得に要する経費	別に定め 同和地区に居住する者

補助金	得を容易にすることにより、地区住民の就職を促進し、生活の安定を図る。			で別に定める自動車運転免許習得費補助事業実施要領第2条に該当するもの
4 福祉資金貸付事業補助金	同和地区の低所得世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図る。	同和地区の低所得世帯に対して、福祉資金の貸付けを行うために必要な経費	%以内	市 町 村
5 専修学校又は各種学校入校者補助金	同和地区における低所得世帯の子弟の資格及び免許の取得並びに技能の習得を促進し、就職の安定及び経済的自立の助長を図る。	専修学校又は各種学校へ入校した者の支度及び修学に必要な経費	別に定める。	同和地区に居住する子弟で別に定める専修学校又は各種学校入校者補助事業実施要領第2条に該当するもの
6 妊産婦出産費補助金	同和地区における低所得世帯の妊産婦の保健衛生の向上及び新生児の健全な育成を図る。	同和地区の妊産婦が出産するに要する経費	別に定める。	同和地区に居住する妊産婦で別に定める妊産婦出産費補助事業実施要領第2条に該当するもの
7 隣保館事業補助金	同和地区における隣保事業を推進し、地区住民の福祉増進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 調査及び研究 (2) 生活相談 (3) その他の福祉活動	別に定める。	市 町 村

(6) 国民健康保険課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者の範囲
1	国民健康保険診療報酬審査支払補助金	国民健康保険診療の審査の適正化及び支払の円滑化を図る。	国民健康保険診療報酬審査支払事業に要する経費	別に定める。	三重県国民健康保険団体連合会
2	国民健康保険保健婦活動費補助金	国民健康保険保健婦の地域住民に対する保健予防活動を推進し、国民健康保険事業の円滑な運営を図る。	国民健康保険保健婦による次に掲げる保健婦活動に要する経費 (1) 家庭訪問 (2) 健康相談 (3) 集団保健指導 (4) 衛生教育 (5) 集団検診 (6) 疾病の早期治療対策 (7) 保健実態調査	別に定める。	国民健康保険保健婦を設置する市町村及び国民健康保険組合
3	国民健康保険保健施設活動強化推進補助金	国民健康保険保健施設活動の強化推進を図る。	国民健康保険保健施設活動の強化推進に要する経費	別に定める。	三重県国民健康保険団体連合会
4	老人医療費県負担金	老人の保健の向上に寄与し、老人の福祉の増進を図る。	老人福祉法第10条の2による対象老人の疾病又は負傷に関する医療に要する費用について、市町村が助成するに要する経費	1/6	市 町 村
5	老人医療費支給事務費補助金	老人福祉法に基づく老人医療費支給事務の円滑化を図る。	老人福祉法第10条の2による対象老人の医療費の支給事務に要する経費	別に定める 対象経費の支出額又は別に定める基準額のうち、いずれかの少ない額の1/2以内	市 町 村
6	老人医療費補助金	老人の保健の向上に寄与し、老人の福祉の増進を図る。	老人の疾病又は負傷に関する医療に要する費用について、市町村が昭和47年12月以前に係る診療に対し助成するに要する経費	市町村が現に支出した額と別に定める額のいずれか少ない	市 町 村

		費	額の $\frac{1}{2}$ に相当する額	
7	心身障害者医療費補助金	心身障害者の保健の向上に寄与し、心身障害者の福祉の増進を図る。	心身障害者の疾病又は負傷に関する医療に要する費用(心身障害者医療費証明書の交付を受けるに要する費用を含む。)について、市町村が助成するに要する経費	市町村が現市町村に支出した額と別に定める額のいずれか少ない額の $\frac{1}{2}$ に相当する額
8	乳幼児医療費補助金	乳幼児の保健の向上に寄与し、乳幼児の福祉の増進を図る。	乳幼児の疾病又は負傷に関する医療に要する費用(乳幼児医療費証明書の交付を受けるに要する費用を含む。)について、市町村が助成するに要する経費	市町村が現市町村に支出した額と別に定める額のいずれか少ない額の $\frac{1}{2}$ に相当する額

別表2

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要器具
1	地方改善事業補助金	建 物 火葬場、共同作業所、共同便所 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 55年 れんが造、石造又はブロック造 トラスが鉄製のもの 55年 トラスが鉄製以外のもの45年 ・鉄骨造 骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるもの 45年 骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のもの 30年 骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のもの 20年 木 造 20年 木骨モルタル造 18年 共同浴場 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄	

筋コンクリート造	45年
れんが造、石造又はブロック造	
トラスが鉄製のもの	45年
トラスが鉄製以外のもの	40年
木造	17年
木骨モルタル造	15年
隣保館、集会所	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	65年
れんが造、石造又はブロック造	
トラスが鉄製のもの	60年
トラスが鉄製以外のもの	50年
木 造	27年
木骨モルタル造	25年
建物附属設備	
電気設備	20年
ボイラー設備	
鋳鉄製	15年
鋼鉄製	20年
それ以外のもの	20年
暖房設備	
鋳鉄製	20年
鋼鉄製	15年
給排水設備	20年
ガス設備	20年
衛生設備	17年
消火設備	15年
災害報知設備	15年
火葬炉設備	16年
構 築 物	
街 燈	
鉄灯、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱	50年
木 柱	15年
街燈引込線	20年
共同井戸	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50年

	コンクリート造	30年	
	共同井戸附属設備	13年	
	下水排水路		
	鉄筋コンクリート造	35年	
	コンクリート造	15年	
	土造	15年	
	塵芥焼却場		
	コンクリート造	20年	
	舗装路面		
	アスファルトコンクリート舗装	13年	
	アスファルト乳剤舗装	7年	
	コンクリート舗装	15年	
	砂利舗装	3年	
	よう壁		
	コンクリート造	30年	
	石造	50年	
	橋りよう		
	鉄筋コンクリート造	60年	
	金属造	45年	
	つり橋		
	鉄筋コンクリート造	60年	
	金属造	10年	
2	青少年福祉対策事業補助金		
	映写機	8年	映写機
	オルガン	10年	オルガン
	謄写機器	8年	謄写機器
	放送用機器	10年	放送用機器
	感光復写機	8年	感光復写機

三重県告示第158号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により、次のとおり保険医及び保険薬剤師を登録し、並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされた。

昭和52年3月18日

三重県知事 田川亮三

氏名	登録の記号及び番号	登録年月日
田内 昭	三医 6551	52.2.18
	三国医 6551	
森田 稜	三医 6552	52.2.18
	三国医 6552	
角田 裕	三医 6553	52.3.1
	三国医 6553	
平尾 篤子	三医 6554	52.3.1
	三国医 6554	
村田 睦男	三国医 6538	52.3.2
	三国歯 1125	
井上 弘治	三薬 1155	52.3.2
	三国薬 1155	

三重県告示第159号

中小企業関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和52年3月18日

三重県知事 田川亮三

中小企業関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

中小企業関係補助金交付要綱（昭和50年三重県告示第537号）の一部を次のように改正する。

別表1に次のように加える。

23	伝統的工芸品産業振興事業補助金	伝統産業の指導育成事業の円滑な実施を図る。	次に掲げる事業の全部又は一部を行うために要する経費 (1) 後継者確保育成事業 (2) 原材料確保事業 (3) 産地実態調査事業 (4) 見本市等の開催に要する経費	別に定める。	万古陶磁器工業協同組合 伊賀焼陶磁器工業協同組合
----	-----------------	-----------------------	--	--------	-----------------------------

24	伝統的工芸品産業後継者育成事業補助金	伝統産業の後継者育成事業の円滑な実施を図る。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)に基づく後継者育成事業の一部又は全部に要する経費	別に定める。	三重県組協同組合
----	--------------------	------------------------	--	--------	----------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の中小企業関係補助金交付要綱の規定は、昭和51年度分の補助金から適用する。

三重県告示第160号

三重県木材業者及び製材業者登録条例(昭和41年三重県条例第2号)第6条第1項の規定により、次のとおり木材業者及び製材業者を登録した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

「次」は、省略し、木材業者及び製材業者登録簿を農林水産部林業事務局林政課に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第161号

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和52年3月18日から同年4月1日まで、縦覧に供する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 発起人住所及び氏名

鈴鹿市磯山町 池 田 睦 郎
町 谷 勇
杉 野 栄 一

2 加入区

磯 山

3 法第113条第1項の申出をした漁業協同組合

磯山漁業協同組合

三重県告示第162号

伊賀川漁業協同組合及び檜田川河川漁業協同組合に係る内水面における第5

種共同漁業権遊漁規則の一部変更については、漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 漁業権者の名称及び住所
伊賀川漁業協同組合 上野市丸之内116
- 2 漁業権の免許番号
三重内共第8号
- 3 変更の内容
変 更 前

魚 種	漁 具 漁 法	期 間
こ い	竿釣 刺網 投網 たも網 引網 やす	11月1日から3月31日まで
あ い か わ	竿釣 刺網 投網 たも網 引網 やす	11月1日から3月31日まで

変 更 後

魚 種	漁 具 漁 法	期 間
こ い	竿釣	1月1日から12月31日まで
あ い か わ	刺網 投網 たも網 引網 やす	11月1日から3月31日まで

- 4 施行の日
昭和52年3月18日

第 2

- 1 漁業権者の名称及び住所
檜田川河川漁業協同組合 松阪市射和町208
- 2 漁業権の免許番号
三重内共第14号
- 3 変更の内容
変 更 前
禁止区域 な し

変更後
禁止区域

次の表のA欄に掲げる地域においては、イ欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
多気郡多気町津街と松阪市茅原にかかる通称旧線形発電所堰堤から上流10m、同堰堤から下流50mの区域	6月1日から6月30日まで

4 施行の日

昭和52年3月18日

三重県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、その関係図面は、三重県土木部道路維持課に備え置いて縦覧に供する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
1	上野南山城線	上野市 (県内終点) 上野市 (終 点) 京都府相楽郡南山城村	奈良県添上郡月ヶ瀬村	奈良津線の1部
7	津上野線	津市 上野市		奈良津線の1部
8	四日市環状線	四日市市 鈴鹿市		尾平垂坂東富田線、四日市土山線の1部、西日野大井手線、宮妻峽日永線の1部、川島貝家線の1部、三畑四日市線の1部、水沢本町采女線の1部、采女木田線、鈴鹿宮妻峽線の1部、四日市鈴鹿線の1部

11	紀伊長島飯高線	北牟婁郡紀伊長島町 飯南郡飯高町	多気郡宮川村	大杉谷紀伊長島停車場線の1部、大台大台ヶ原線の1部、飯高清滝大宮線の1部
13	伊勢多気線	伊勢市 多気郡多気町	度会郡玉城町	伊勢飯南線の1部
15	久居美杉線	久居市 一志郡美杉村	一志郡白山町	久居家城藤原線の1部
23	北方多度線	(県内起点) 桑名郡多度町 (起 点) 岐阜県本巣郡北方町 桑名郡多度町	岐阜県本巣郡穂積町 岐阜県安八郡安八町 岐阜県海津郡海津町	墨俣桑名線の1部、佐屋多度線の1部
25	南濃北勢線	(県内起点) 員弁郡北勢町 (起 点) 岐阜県海津郡南濃町 員弁郡北勢町		庭田北勢線
38	伊勢大宮線	伊勢市 度会郡大宮町	度会郡度会町	滝原伊勢線
39	青山美杉線	名賀郡青山町 一志郡美杉村		八知青山線
40	熊野矢ノ川線	熊野市 南牟婁郡紀和町大字矢ノ川		小森神川線の1部、大沼御浜線の1部、育生矢ノ川線
41	亀山白子線	亀山市 鈴鹿市白子町		鈴鹿亀山線の1部、国府白子停車場線の1部
42	津芸濃大山田線	津市 阿山郡大山田村	安芸郡芸濃町	雲林院津線、大山田芸濃線の1部
43	一志美杉線	一志郡一志町 一志郡美杉村		八知下多気一志線の1部

三重県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止した。

なお、その関係図面は、三重県土木部道路維持課に備え置いて縦覧に供する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	備考
15	伊勢飯南線	伊勢市 飯南郡飯南町	度会郡玉城町 多気郡多気町	伊勢多気線
17	久居家城線	久居市 (県内終点) 一志郡美杉村 (終点) 奈良県宇陀郡標原町	一志郡一志町 奈良県宇陀郡御杖村	久居美杉線
8	奈良津線	(県内起点) 上野市 (起点) 奈良市 津市	奈良県添上郡月ヶ瀬村 上野市	上野南山城線 津上野線
13	名張飯南線	名張市 飯南郡飯南町	奈良県宇陀郡御杖村 一志郡美杉村	
9	上野名張線	上野市 名張市		
25	四日市関ヶ原線	四日市市 (県内終点) 員弁郡藤原町 (終点) 岐阜県不破郡関ヶ原町	員弁郡東員町	
619	尾平垂坂東富田線	四日市市尾平町 四日市市大字東富田		四日市環状線
627	西日野大井手線	四日市市西日野町 四日市市大井手町		四日市環状線
633	采女木田線	四日市市采女町 鈴鹿市木田町		四日市環状線
422	滝原伊勢線	度会郡大宮町大字滝原 伊勢市	度会郡玉城町	伊勢大宮線
604	庭田北勢線	(県内起点) 員弁郡北勢町 (起点) 岐阜県海津郡南濃町庭田 員弁郡北勢町		南濃北勢線
671	八知青山線	一志郡美杉村大字八知 名賀郡青山町		青山美杉線

762	育生矢ノ川線	熊野市育生町 南牟婁郡紀和町矢ノ川		熊野矢ノ川線
409	雲林院津線	安芸郡芸濃町雲林院 津市	安芸郡安濃町	津芸濃大山田線

三重県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

道路の種類及び路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	上野市白樫字永谷2558番地先から		
上野南山城線	上野市白樫字南谷1951番地先まで	4.5~9.7	1,597.0
"	津市丸之内2129番地先から		
津上野線	上野市農人町506番地先まで	4.5~15.5	45,278.0
"	四日市市大字東富田字茶屋町879番地先から		
四日市環状線	鈴鹿市北玉垣町字細田1660の4番地先まで	3.5~25.0	25,707.0
"	北牟婁郡紀伊長島町東長島字天摩765の8番地先から		
紀伊長島飯高線	飯南郡飯高町大字森字まえ池262の11番地先まで	2.0~16.2	58,542.0
"	伊勢市川端町字山越206番地先から		
伊勢多気線	多気郡多気町大字仁田字町村462番地先まで	4.5~11.0	13,976.0
"	久居市寺町1232の28番地先から		
久居美杉線	一志郡美杉村大字奥津1094番地先まで	3.5~15.0	34,870.0
"	桑名郡多度町大字上之郷字北塚本1147の2番地先から		
北方多度線	桑名郡多度町大字小山字尾津崎1986番地先まで	3.7~12.5	2,208.0
"	員弁郡北勢町大字二之瀬字御弁当谷1718番地先から		
南濃北勢線	員弁郡北勢町大字阿下高145番地先まで (第2次2074)	2.8~7.5	10,018.0
"	伊勢市川端町字山越206の1番地先から		
伊勢大宮線	度会郡大宮町大字滝原字表林1027番地先まで	3.5~11.0	37,543.0
"	名賀郡青山町阿保字西ノ沢2164の2番地先から		
青山美杉線	一志郡美杉村大字八知1406番地先まで	2.8~19.5	18,667.0

59.12.18
訂正

熊野矢ノ川線	熊野市神川町花知字蜂の巣418番地先から南牟婁郡紀和町矢ノ川風伝850の5番地先まで	4.0~8.0	20,118.0
亀山白子線	亀山市和田町字小菅1592番地先から鈴鹿市白子町字深田56の2番地先まで	3.5~25.0	11,044.0
津芸濃大山田線	津市万町1664番地先から阿山郡大山田村大字上阿波字箕谷961番地先まで	3.5~44.0	30,967.0
一志美杉線	一志郡一志町大字井関字谷戸129の1番地先から一志郡美杉村大字下多気804の1番地先まで	3.5~7.5	22,919.0

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

三重県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
上野南山城線	上野市白樺字永谷2558番地先から上野市白樺字南谷1951番地先まで	昭和52年3月18日
津上野線	津市丸之内2129番地先から上野市農人町506番地先まで	"
四日市環状線	四日市市大字東富田字茶屋町879番地先から鈴鹿市北玉垣町字細田1660の4番地先まで	"
紀伊長島飯高線	北牟婁郡紀伊長島町東長島字天摩765の8番地先から飯南郡飯高町大字森字まえ池262の11番地先まで	"
伊勢多気線	伊勢市川端町字山越206番地先から多気郡多気町大字仁田字町村462番地先まで	"
久居美杉線	久居市寺町1232の28番地先から一志郡美杉村大字奥津1094番地先まで	"
北方多度線	桑名郡多度町大字上之郷字北塚本1147の2番地先から桑名郡多度町大字小山字尾津崎1986番地先まで	"

南濃北勢線	員弁郡北勢町大字二之瀬字御弁当谷1718番地先から員弁郡北勢町大字阿下喜1045番地先まで	昭和52年3月18日
伊勢大宮線	伊勢市川端町字山越206の1番地先から度会郡大宮町大字滝原字表林1027番地先まで	"
青山美杉線	名賀郡青山町阿保字西ノ沢2164の2番地先から一志郡美杉村大字八知1406番地先まで	"
熊野矢ノ川線	熊野市神川町花知字蜂の巣418番地先から南牟婁郡紀和町矢ノ川風伝850の5番地先まで	"
亀山白子線	亀山市和田町字小菅1592番地先から鈴鹿市白子町字深田56の2番地先まで	"
津芸濃大山田線	津市万町1644番地先から阿山郡大山田村大字上阿波字箕谷961番地先まで	"
一志美杉線	一志郡一志町大字井関字谷戸129の1番地先から一志郡美杉村大字下多気804の1番地先まで	"

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

三重県告示第167号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおりしゅん工認可をした。

昭和52年3月18日

二木島港港湾管理者の長

三重県知事 田川亮三

しゅん工認可年月日

昭和52年3月3日

追認年月日及び番号

昭和40年8月12日 三重県指令港第256号

しゅん工認可を受けた者の住所及び氏名

津市広明町13番地

三重県

埋立ての場所

熊野市二木島町地先公有水面

- 5 埋立ての面積
2536.14平方メートル
- 6 埋立ての目的
港湾施設用地

三重県告示第168号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

昭和52年3月18日

浜島港港湾管理者の長
三重県知事 田川亮三

- 1 免許の年月日
昭和52年3月1日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名
津市広明町13番地
三重県
- 3 埋立区域

(1) 位置

志摩郡浜島町大字浜島字城山461の2、465の13及び465の14地先の公有水面

(2) 区域

第1工区

次の1の地点から30の地点までの各地点を順次に直線で結んだ線及び1の地点と30の地点とを結ぶ昭和51年の春分の満潮位（+2.07m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。ただし、次のイの地点からニの地点までの各地点を順次に直線で結んだ線及びイの地点とニの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

イの地点 浜島港燈台「北緯34°17'16"26東経136°46'05"32以下浜島港燈台の位置は同じ」から326°20' 536.8mの地点

ロの地点 イの地点から 56°20' 21.8mの地点

ハの地点 ロの地点から146°20' 2.4mの地点

ニの地点 ハの地点から236°20' 21.8mの地点

1の地点 浜島港燈台（北緯34°17'16"26東経136°46'05"32）から 326°20' 536.8mの地点

2の地点 1の地点から325°40' 5.5mの地点

3の地点 2の地点から 55°40' 24.0mの地点

- 4の地点 3の地点から145°40' 6.0mの地点
- 5の地点 4の地点から 55°40' 7.4mの地点
- 6の地点 5の地点から145°40' 1.8mの地点
- 7の地点 6の地点から 55°40' 6.6mの地点
- 8の地点 7の地点から325°40' 1.8mの地点
- 9の地点 8の地点から 55°40' 18.0mの地点
- 10の地点 9の地点から145°40' 5.8mの地点
- 11の地点 10の地点から235°40' 2.3mの地点
- 12の地点 11の地点から145°40' 6.0mの地点
- 13の地点 12の地点から 55°40' 2.3mの地点
- 14の地点 13の地点から145°40' 3.2mの地点
- 15の地点 14の地点から 55°40' 25.9mの地点
- 16の地点 15の地点から131°50' 217.0mの地点
- 17の地点 16の地点から 41°50' 49.0mの地点
- 18の地点 17の地点から131°50' 103.5mの地点
- 19の地点 18の地点から221°50' 161.8mの地点
- 20の地点 19の地点から311°50' 36.7mの地点
- 21の地点 20の地点から221°50' 30.0mの地点
- 22の地点 21の地点から131°50' 17.5mの地点
- 23の地点 22の地点から221°50' 27.5mの地点
- 24の地点 23の地点から131°50' 10.0mの地点
- 25の地点 24の地点から 41°50' 27.5mの地点
- 26の地点 25の地点から131°50' 4.0mの地点
- 27の地点 26の地点から221°50' 44.5mの地点
- 28の地点 27の地点から312°40' 100.6mの地点
- 29の地点 28の地点から309°40' 15.0mの地点
- 30の地点 29の地点から312°50' 20.5mの地点

第2工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 浜島港燈台から335°10' 532.8mの地点

②の地点 ①の地点から 55°40' 50.3mの地点

③の地点 ②の地点から131°50' 205.0mの地点

④の地点 ③の地点から221°50' 49.0mの地点

(3) 面積

第1工区 53,189.01m²

第2工区 10,860.66m²
計 64,049.67m²

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

志摩郡浜島町大字浜島字城山461の2、465の13、465の14及び城の崎防波堤先の公有水面並びに大矢取地先の公有水面

(2) 区域

その1

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とMの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 浜島港燈台から326°20' 542.0mの地点
- Bの地点 Aの地点から325°40' 8.0mの地点
- Cの地点 Bの地点から 48°40' 204.3mの地点
- Dの地点 Cの地点から232°00' 364.4mの地点
- Eの地点 Dの地点から122°00' 332.2mの地点
- Fの地点 Eの地点から312°20' 178.5mの地点
- Gの地点 Fの地点から 69°20' 18.5mの地点
- Hの地点 Gの地点から 3°00' 21.5mの地点
- Iの地点 Hの地点から313°00' 32.2mの地点
- Jの地点 Iの地点から 4°00' 63.2mの地点
- Kの地点 Jの地点から245°00' 24.3mの地点
- Lの地点 Kの地点から326°20' 23.0mの地点
- Mの地点 Lの地点から 56°20' 31.5mの地点

その2

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 浜島港燈台から169°00' 256.5mの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から 42°50' 398.6mの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から101°20' 377.0mの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から223°00' 460.0mの地点

(3) 面積

その1 108,342.08m²
その2 137,431.00m²
計 245,773.08m²

埋立地の用途

(1) 漁業関連用地

埋立地の中央から東北側に配し長さ約320m、巾約90~135mで、中央道路より公共埠頭用地に至る2本の道路で3つに分割されたもので約30,000m²を配置する。

(2) 栽培漁業センター用地

漁業関連用地と中央道路を挟んで隣接し県水産試験場の南側から城ヶ崎防波堤元部より約120m接続し平均約80m巾にて約13,000m²を配置する。

(3) 道路用地

中央道路は漁業関連用地と栽培漁業センター用地の間に配し国道260号に連絡する、又2本の支線はこの中央道路よりふ頭用地に通じるように配置する。

これ等の道路幅員はすべて約9.0mとし合計面積約7,700m²である。

(4) 護岸敷

埋立地周囲をめぐらしており幅約5.0m~7.5m、延長約862m、合計面積約5,000m²である。

(5) フェリー用地

造成地の北端の隅に幅約15.0m~47.0m、面積約700m²を配置する。

(6) ふ頭用地

造成地の北東の隅にあり漁業関連用地と公共岸壁、物揚場に挟まれており岸壁、物揚場に沿って幅約39.0m、面積約8,200m²、この用地は岸壁沿いに荷さばき積込場約5,200m²、その周囲に幅約9.0mの道路約2,800m²を配置する。

(7) -5.5m岸壁、-3.0m物揚場、-2.0m物揚場

ふ頭用地の海側に沿って埋立地の東北の隅より-5.5m、岸壁約90.0m、-3.0m物揚場60.0m、-2.0m物揚場55.0mを築造する。これ等の合計延長は約205.0m、幅10.0m、面積約2,000m²を配置する。

(8) -2.0m物揚場

中央道路の先端右側で栽培漁業センター用地の東側に位置する泊地の周囲に延長約80.0m、幅約3.5m、面積約400m²を配置する。

(9) 船揚場

前記-2.0m物揚場に接続し、埋立地の南の端に位置し、幅10.0mで面積200m²を配置する。

監査結果公表

監査結果第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、昭和52年2月16日から同年2月18日までの間に実施した監査の結果を次のとおり公表する。

昭和52年3月18日

三重県監査委員 後藤 憲 治
同 山下 達 郎
同 坂 口 善之助
同 伊 藤 善兵衛

1 監査の概要

Table with 3 columns: 対象箇所名, 実施年月日, 対象とした事項. Rows include 志摩土木事務所, 鈴鹿土木事務所, 松阪土木事務所, 松阪林業事務所.

伊勢耕地事務所 昭和52年2月18日

昭和51年度施行広域営農団地基幹農道整備事業、南伊勢地区横輪川橋梁下部工、広域営農団地基幹農道整備事業、南伊勢地区横輪川橋梁上部工、広域営農団地基幹農道整備事業南伊勢地区1号隧道、県営湛水防除事業北浜地区新堀排水機並びに県営湛水防除事業北浜地区新堀排水機場管理人室及び付帯工に係る工事の執行

伊勢林業事務所 //

昭和51年度施行復旧治山事業伊復一1号、同2号及び同3号に係る工事の執行

松阪耕地事務所 //

昭和51年度施行県営農村基盤総合整備パイロット事業(中南勢地区)小野第3工区圃場整備、県営農村基盤総合整備パイロット事業(中南勢地区)大阿坂第2工区圃場整備及び県営農村基盤総合整備パイロット事業(中南勢地区)小野3号附帯道路に係る工事の執行

農務部営繕課 昭和52年2月15日から同年2月18日まで

昭和51年度施行津西高等学校、教育センター、精神薄弱者総合福祉施設、相可高等学校及び県営住宅大黒田団地に係る建築工事の施行

監査の結果

おおむね適正に行われていた。

監査結果第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項の規定により、昭和52年2月1日から同年2月19日までの間に実施した監査の結果を次のとおり公表す

昭和52年3月18日

三重県監査委員 後藤 憲 治
同 山下 達 郎
同 坂 口 善之助
同 伊 藤 善兵衛

1 監査の概要

対象箇所名	実施年月日	対象とした事項
三重県土地開発公社	昭和52年2月1日	土地開発公社出資金5,200,000円、昭和50年度土地開発公社事業資金貸付金220,000,000円、同年度合同ビル建設資金貸付金113,852,986円、同年度中小企業高度化用地先行取得資金貸付金222,524,000円及び同年度公共用地先行取得資金貸付金580,000,000円に係る出納その他の事務の執行
三重県住宅供給公社	"	住宅供給公社出資金5,000,000円に係る出納その他の事務の執行
三重県信用保証協会	"	信用保証協会出損金259,000,000円、昭和50年度小規模事業資金貸付金700,000,000円、同年度中小企業経営合理化資金貸付金350,000,000円、同年度同和関係小規模事業資金貸付金390,000,000円、同年度中小企業季節事業資金貸付金150,000,000円、同年度特定産業振興事業資金貸付金70,000,000円、同年度経済変動対策緊急融資貸付金505,000,000円、同年度生鮮魚介類小売業緊急融資貸付金70,000,000円、同年度国際通貨調整対策資金貸付金105,000,000円、同年度国体等関連旅館整備資金貸付金150,000,000円、同年度公害防止施設整備資金貸付金724,000,000円、同年度同和関係小規模事業資金融資制度保証料補給補助金6,725,902円及び同年度保証料補助金6,248,000円に係る出納その他の事務の執行
財団法人三重県職員互助会	昭和52年2月2日	昭和50年度福利厚生事業貸付金40,000,000円及び同年度職

財団法人三重県警察職員互助会	昭和52年2月2日	員互助会助成金255,822,868円に係る出納その他の事務の執行
財団法人三重県公立学校職員互助会	"	昭和50年度警察職員互助会交付金37,779,000円に係る出納その他の事務の執行
三重県道路公社	"	昭和50年度福利厚生事業貸付金50,000,000円及び同年度公立学校職員互助会助成金251,230,000円に係る出納その他の事務の執行
財団法人三重県中小企業振興公社	"	道路公社出資金100,000,000円、昭和50年度鈴鹿公園有料道路事業貸付金166,800,000円及び同年度志摩有料道路事業補助金15,750,000円に係る出納その他の事務の執行
三重県農業信用基金協会	"	中小企業設備貸与公社出捐金5,000,000円、下請企業振興協会出捐金10,000,000円及び昭和50年度中小企業県単設備貸与事業貸付金60,687,500円に係る出納その他の事務の執行
社団法人三重県家畜畜産物衛生指導協会	"	農業信用基金協会出資金231,980,000円に係る出納その他の事務の施行
社会福祉法人三重県社会福祉協議会	昭和52年2月15日	家畜畜産物衛生指導協会出資金10,000,000円及び昭和50年度家畜畜産物衛生指導協会運営補助金11,440,000円に係る出納その他の事務の執行
学校法人高田学苑	"	昭和50年度社会福祉事業振興資金貸付金50,000,000円及び同年度社会福祉協議会運営補助金9,025,000円に係る出納その他の事務の執行
社会福祉法人高田福祉事業協会	"	昭和50年度私立高等学校等振興補助金68,436,000円に係る出納その他の事務の執行
		昭和50年度民間社会福祉施設職員処遇改善補助金4,010,

財団法人三重県農業 開発公社	昭和52年2月15日	000円に係る出納その他の事務の執行 緑地保有合理化促進事業強化 基金造成出捐金 165,000,000 円、昭和50年度農業開発公社 貸付金27,500,000円及び同年 度農地保有合理化促進事業利 子補給補助金11,059,000円に 係る出納その他の事務の執行
財団法人伊勢湾海洋 スポーツセンター	"	伊勢湾海洋スポーツセンター 出資金89,217,000円に係る出 納その他の事務の執行
社会福祉法人敬愛会	"	昭和50年度民間社会福祉施設 整備資金補助金 2,641,000円 及び同年度民間社会福祉施設 職員処遇改善補助金 3,394, 000円に係る出納その他の事務 の執行
財団法人志摩開発公 社	昭和52年2月16日	志摩開発公社出資金 20,000, 000円及び同年度志摩開発公 社貸付金 500,000,000円に係 る出納その他の事務の執行
社会福祉法人三重県 精神薄弱者福祉協会	"	昭和50年度民間社会福祉施設 職員処遇改善補助金 10,132, 000円に係る出納その他の事務 の執行
学校法人日生学園	"	昭和50年度私立高等学校等振 興補助金40,137,000円に係る 出納その他の事務の執行
学校法人エスコラピ オス学園	昭和52年2月17日	昭和50年度私立高等学校等振 興補助金45,743,000円に係る 出納その他の事務の執行
社会福祉法人カトリ ック京都司教区カリ タス会	"	昭和50年度民間社会福祉施設 職員処遇改善補助金 8,460, 000円に係る出納その他の事務 の執行
社会福祉法人三重済 美学院	昭和52年2月18日	昭和50年度民間社会福祉施設 職員処遇改善補助金 14,975, 000円に係る出納その他の事務 の執行
学校法人梅村学園	"	昭和50年度私立高等学校等振 興補助金 106,421,000円に係

三重県信用漁業協同
組合連合会

昭和52年2月19日

る出納その他の事務の執行
昭和50年度漁業協同組合経営
安定対策事業貸付金 45,000,
000円及び同年度生鮮魚介類
流通異常事態改善緊急融資利
子補給補助金 7,597,111円に
係る出納その他の事務の執行
昭和50年度土地改良信用基金
貸付金20,000,000円に係る出
納その他の事務の執行
厚生事業団出資金10,000,000
円に係る出納その他の事務の
執行
鈴鹿青少年スポーツセンター
出資金78,255,000円、昭和50
年度体育協会運営事業補助金
18,500,000円、同年度鈴鹿青
少年スポーツセンター管理運
営費補助金 7,700,000円、同
年度国民体育大会選手派遣費
補助金33,450,000円及び同年
度競技力向上事業補助金 10,
000,000円に係る出納その他
の事務の執行

三重県土地改良事業
団体連合会

"

社会福祉法人三重県
厚生事業団

"

財団法人三重県体育
協会

"

監査の結果

おおむね適正に行われていた。



卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、三重県卸売
市場整備計画を次のとおり定めた。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

「次」は省略し、「三重県卸売市場整備計画（第二次）」を、三重県農林水
産部農蚕園芸課及び三重県県民局県事務所又は農業事務所に備え置いて縦覧に
する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第53条の4第2項において準用する同
法第52条の2第1項の規定により、小牧土地改良区の換地計画の変更認可申請
適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- 変更換地計画書の写し
- 変更換地計画に対する意見書の写し

2 縦覧の期間

昭和52年3月19日から同年4月8日まで

3 縦覧の場所

四日市市役所

土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）附則第12項の規定に基づき、同法による改正前の土地改良法第52条第1項の規定により、木曾岬村土地改良区の換地計画（第一工区）を認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、石薬師地区共同施行土地改良事業は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 規約の写し

2 縦覧の期間

昭和52年3月22日から同年4月11日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により、新井土地改良区から申請のあつた新規土地改良事業（小野江地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 定款の写し

縦覧の期間

昭和52年3月22日から同年4月11日まで

縦覧の場所

三雲村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、桑名市営土地改良事業（志知地区）を昭和52年3月11日認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、桑名市営土地改良事業（小貝須本村地区）を昭和52年3月11日認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、桑名市営土地改良事業（福岡地区）を昭和52年3月11日認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、桑名市営土地改良事業（上深谷、南谷地区）を昭和52年3月11日認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第11条第1項の規定により、久居市森町94番地其倉入会林野整備組合の其倉入会林野整備計画を認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、四日市市花本土地区画整理組合の解散を昭和52年3月8日認可した。

昭和52年3月18日

三重県知事 田 川 亮 三

正 誤

昭和51年11月24日付け三重県公報第10508号に登載した、行政財産を用途廃止した旨の通知中

ページ 行 誤 正
6 1 字内家野 346 番地先 字北内家野 247—3 番地先

ひとときの親子の対話明るい家庭

毎月第3日曜日は「家庭の日」

毎週火、金曜日発行
購読料 1箇月 860円
1箇年 10,320円

昭和52年3月18日印刷発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷 三重県総務部学事文書課